

安全配慮義務違反・規制権限不行使と 損害賠償法理における消滅時効

- 国（じん肺・北海道）事件（平成22.3.26）を検討対象として -

柳 澤 旭

<目次>

- I はじめに
- II 本判決の事実と判旨
- III 検討
 - 1 消滅時効の起算点
 - 2 判例法理の確立と消滅時効
 - 3 じん肺訴訟と消滅時効論
- IV おわりに一労災予防としての安全配慮義務履行請求

I はじめに一労働災害法理に「職業病」争訟がもたしたのもの

(一) 人の生命、身体、健康という人としての根源的・基本的な価値・利益（権利）を侵害する「労働・災害」についての法理は、古典的市民法（民法、民事訴訟法、刑法）の修正を余儀なくさせると同時に、「社会法」としての「労働法」における新たな法規と法理を生み出し、また、事後的救済としての「労災補償」に関してみるならば、労災補償法は、被災者・遺族の生活保障として「社会保障法」としての性格を明確にしてきたものである。

さらに、労災補償法とは別に「民事賠償」に関する問題は、現代市民法としての民法に対しても多くの法理論的問題を提起し続けてきたし、これからも現代における社会法（労働法、社会保障法）と市民法（民法）という法理論にとって、なお多くの法的問題を提起し続けることになろう。

労災補償法制が、「事後的な救済・補償」であることに対して、労働災害そのものを「事前に防止・阻止」することの法理については、「労働安全衛

生法」, 「鉱山保安法」等を中心とする予防・防止の行政的規制を中心に予防に関する法理が展開されてきた。労働災害を未然に防ぐことが何よりも第一義的であることは自明のことと言ってよいが, 労働災害に関して, 事前の予防と事後の補償という問題は, 不可分離な問題であるにもかかわらず, 両者は必ずしも統一的, 総合的に検討されてきたとはいえないものがある。予防と補償とは, 独自の法構造と法的問題をもつことは当然であるが, 両者を独自のものとして切り離して検討するだけでは, 具体的な問題は解決できないのが労働災害という「人格権的」(身体・精神的)被害の性質であるとみななければならない。

(二) 業務に起因する傷病死という労働災害のなかでも, 「職業病」とりわけ「じん肺症」や最近になって問題が顕在化した「アスベスト(石綿)」被害に関しては, 一回性の事故等による労働災害とは異なって, 業務上認定のありかた, 補償給付のありかた, 職場復帰の可否と解雇法理という労災補償法(労基法と労災保険法)に固有の問題に限っても特別な問題を提起してきた。さらに, 民事賠償との関係では, 民法理論との関連やその適用に関して多くの問題を提起しつつ新たな理論をもたらしたといえるのである。

その一つの例が, 損害賠償請求における「消滅時効」の問題である。時効問題について, 従来の民法理論では解決の困難な問題に直面して, 具体的な裁判を通して学説上, 新たな法理が模索され, その法理が裁判事例を通して「新たな法理」(解釈法理)として定着してきたのである。そして, 「時効論」は, 安全配慮義務の内容をより深める理論としても機能してきたといえる。安全配慮義務については, その義務内容, 債務構造, 証明責任等で議論が積み重ねられてきたが, 労働契約における安全配慮義務は, 判例における安全配慮義務における一般論を踏まえつつも, 労働契約という特定の紐帯で結ばれた「契約」関係において, その適用関係も独自の意義をもってとらえることを要請するものであった。

(三)本稿は、労災民事損害賠償請求における消滅時効についての一判決、「国(じん肺・北海道)事件」(札幌地判平成22・3・26労判1009号49頁)を取り上げて、じん肺症という職業病の特質を基底に置きながら、じん肺被害に係る損害賠償請求権の消滅時効と安全配慮義務に係る問題について、いくつかの法的問題を検討しようとするものである。この判決は、これまでのじん肺訴訟の判例傾向の中で、労災補償と安全配慮義務、使用者の安全配慮義務と国・行政の規制権限行使との関係、そして本稿の問題の中心に据える消滅時効の問題について、なお検討すべき法的問題点を提供していると思われるからである。

検討の順序として、まず本判決の内容をやや詳細にみたうえて、判決の論理を素材にしながら、上記の問題点を検討し、今後の課題として安全配慮義務について労働災害の予防と補償、民事賠償との関連において、予防・履行請求の問題についての筆者なりの基本的課題を提示してみたい。

II 本判決の事案と判決内容(判旨)

本稿で取り上げる判決は、「国(じん肺・北海道)事件」(札幌地判平成22・3・26労判1009号49頁)である。

この判決は、職業病(石炭じん肺)に罹患したことの被害(損害)について、使用者の安全配慮義務違反、国・行政の規制権限不行使を理由とした損害賠償事案である。本判決の事案としての最大の争点は、国を相手に国家賠償法(国賠法)による損害賠償請求の消滅時効の起算点にある。この判決の判断に関して多くの問題が生じてくるように思われるので、この判決を素材にして、はじめに述べた「消滅時効」起算点の判断について焦点を当てて法的問題点について検討したい。

まず、「じん肺症」についての症状と労災補償給付の認定についてみておく。職業病としての「じん肺」について、単独の職業病対策としての「じん肺法」(昭和35年)が制定され、同法は使用者に対してじん肺の予防と健康管理を義務付けている。そして同法は、健康「管理区分」を医学的知見により4段階に

分けて、症状の進行状態に基づいて健康管理の段階を明らかにしている。労災補償については、同法の管理区分4及び一定の合併症を伴う管理区分3の症状を有する者（患者）に対して労災補償給付を行っている。

じん肺とは、「粉じんを吸収することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病」（じん肺法2条）であって、「これに気道の慢性炎症変化、気腫性変化を伴った疾病をいい、一般に不可逆性のもの」（昭和53基発250号）であると定義されている。この定義にみるように、じん肺症は粉じんを吸収することにより、肺の細胞が粉じんを繊維状の組織で包み込み、繊維増殖により肺の細胞が徐々に破壊され心肺機能障害が日々進行する（最終的には肺機能の停止すなわち死亡に至る）、進行性・不可逆・不治の疾病とされている。

じん肺に罹患した患者（労働者）の多くは、「労働能力」の減退喪失のみではなく日常生活上多くの困難（「生活能力」の減退）を抱えて死の恐怖に怯えつつ日々生活し、本人と家族を含めて悲惨な状況におかれていると言っても過言ではない。

検討に際して、まず本判決の「事実」と「判旨」について、やや詳しくみておくことにしたい。

<事実と判旨>

原告（X）らは（A及びOの15名）、北海道内の炭鉱で労働して「じん肺」に罹患し、各管理区分（管理区分2・合併症、管理区分3・合併症、管理区分4）の「認定を受けた者」及びじん肺症によって「死亡した者の相続人」である。原告らは、被告である国（Y）に対し、Yが、じん肺の発生または憎悪を防止するために規制権限を行使することを怠ったことが違法であるとして、国家賠償法1条1項（以下、国賠法。）による損害賠償を求めた。

本事案の争点は、①損害額（その上限）、②消滅時効の成否、③時効援用権の濫用である。なお本件においてYは、Yに責任があること並びに損害賠償責任を負う損害の範囲について慰謝料の3分の1を限度とすることについては争わないとしている。

[判旨]

<主文> 一部認容 一部棄却 (確定)

Yは、次の各金員を(XらA及びOに対して)支払え。Xらのその余の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は、これを3分し、その1をXらの、その余をYの負担とする。

1. 争点① 損害額の上限および慰謝料の額について

(一) 以上の事実(Xらの炭鉱で労働に従事してじん肺症に罹患した経緯)によれば、「YはXらに対し、国家賠償法1条1項に基づき、Xらに生じた損害を賠償する責任を負わなければならないところ、労働者がじん肺に罹患しまたは増悪させることがないようにその安全を配慮すべき義務は、第一次的かつ最終的には使用者に課せられた義務であり、Yは、使用者が労働者の危害防止及び安全衛生に関する第一次的かつ最終責任者であることを前提として、省令等により、使用者に対して、国家に対する義務を課し、その実効性を罰則や行政監督によって確保しようとし、また、使用者の労働者に対する危害防止及び安全衛生についての義務履行を後見的に監督するものであるから、Yの責任は、使用者の安全配慮義務違反に基づく賠償責任が存在することを前提とし、それを一次的(原文、一時的を訂正。筆者)、最終的責任とする二次的、補充的責任とするのが相当である。また、Yが負うべき損害賠償義務の具体的範囲は、じん肺に罹患した被災者らにつき、それぞれの損害の3分の1を限度とするのが相当である」。

(二)「本件被災者らの損害額(慰謝料額)は、その管理区分に応じ、別紙…記載のとおりと認めるのが相当であるから、Yが負うべき損害額の具体的範囲は、その3分の1を限度とすることになる」。

「弁護士費用は、本件に顕れた諸般の事情を斟酌すると、Yが損害賠償責任を負う損害額(慰謝料)の1割と認めるのが相当である」。

2. 争点② 消滅時効の成否について

(1) 本件における「加害者を知った時」の意味について

(一)「昭和35年4月から昭和61年11月までの間に日本の国内の炭鉱で粉じん作業に従事した本件労働者」のうち、①じん肺管理区分の決定を受け、かつ合併症の認定を受けた者、②管理区分3の決定を受け、かつ合併症の認定を受けた者、③管理区分4の決定を受けた者が、通産大臣の規制権限不行使を理由に被告国(Y)に対して国賠法1条に基づく損害賠償をする場合、「加害者を知った時」(民法724条前段)とは、「当該労働者がYに対して損害賠償が可能であることを現実に認識した時を意味すると解するのが相当である」。また、④じん肺によって「死亡した者の相続人」が上記規制権限の不行使を理由にYに対して同条に基づく損害賠償をする場合、「加害者を知った時」とは、「当該労働者の相続人がYに対して損害賠償が可能であることを現実に認識した時を意味すると解するのが相当である」。その理由を次に述べる。

(二)(1)「民法724条前段の『加害者を知った時』とは、当該被害者が現実に認識した事実をもとに判断すべきである」。そうでないと、その事実が当該被害者にとって容易に認識しうるものであったような場合にも「加害者を知った」とされ、損害賠償請求権を失うことになりかねず、このような結論は、法の文言にも反し、被害者にとっても著しく酷であり不当である。

「問題となるのは、当該被害者が現実に認識した事実を前提として、当該被害者は加害者に対して損害賠償が可能であると判断することができなかったが、一般人を基準とすれば加害者に対して損害賠償が可能であると判断することができた場合をどのように考えるかということである」(下線部、筆者。以下同じ)。

(2) Yは、「最高裁昭和44年判決」等を根拠に「一般人を基準」に判断すべきであると主張し、その上で、「筑豊じん肺訴訟最高裁判決の概要」を認識しさえすれば、損害賠償請求が可能であると判断すべきであると主張する。しかし、このYの主張は採用できない。

まず、Yの主張する「筑豊じん肺訴訟最高裁訴訟判決の概要」が何を指すかは不明であるが、「仮に一般人が『筑豊じん肺訴訟最高裁判決の概要』を認識したとしても、その一般人がYに対して損害賠償請求が可能であると

判断することはできないというべきである」。なぜなら、本件Xらの通産大臣の規制権限不行使を理由とするYに対する国賠法に基づく損害賠償請求権は、「筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利であり、どのような者が、どのような場合に対して損害賠償請求することができるかは、筑豊じん肺訴訟最高裁判決を読んだだけでは明らかにならず、その原審である福岡高裁判決（福岡高裁平成13年7月19日）を併せて読み、かつ、筑豊じん肺組訴訟最高裁判決が他の事件にも同様に当てはまるかどうか（すなわち、同最高裁判決の射程範囲）を具体的に検討して初めて明らかになるものであるから、このような検討を一般人が行うことができたとは到底いえないからである」。

（3）また、「そもそも『加害者を知った』か否かは当該被害者を基準に判断すべきであり、一般人を基準に判断することは許されないというべきである。なぜなら、仮に一般人において『加害者を知った』といえる以上、当該被害者において『加害者を知った』といえなくても消滅時効が進行するという解釈は、結局のところ、『被害者（又はその法定代理人）が（損害及び）加害者を知った時』から消滅時効が進行すると定めている民法724条前段の文言に反する上、前述したところと同様、不法行為によって損害を被った当該被害者にとって著しく酷であり不当だからである」。

「本件訴訟で問題となっている損害賠償請求権は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利であるから、『法の不知は弁解にならない』という原則は同権利については必ずしも当てはならないというべきである。・・・本件訴訟で問題となっている損害賠償請求権は、筑豊じん肺訴訟で初めて確定的に認められた権利であるから、当該損害賠償請求権が判決で認容されることを知って初めて当該被害者は訴訟を提起することができるというべきである」。

（4）本件においてXらが「加害者を知った時」とは、「当該原告らがYに対して損害賠償が可能であるであることを現実に認識した時を意味すると解するのが相当である。そして、甲事件原告らが本件訴訟を提起したのは平成

20年4月25日であり、乙事件原告らが本件訴訟を提起したのは同年12月19日であるから、甲事件原告らについては平成17年4月24日以前に、乙事件原告らについては同年12月18日以前に、それぞれYに対してそれぞれYに対して損害賠償が可能であることを現実に認識して場合には消滅時効が完成していることになるが、そうでない場合には消滅時効は完成していないことになる」。

3 原告らの消滅時効の成否について

以下、各原告（A及びOについて）らについて消滅時効が完成しているかどうかを個別に検討する。引用は原告Aのみについて判断である（労働判例掲載も同様）。

（一）原告A（昭和6年生まれ）は、「別紙就労状況一覧表記載」（Aは、昭和27.11.12の就労始期から同57年10月15日までの就労終期に各炭鉱において期間就労している。）の粉じん作業に従事して、じん肺に罹患した者である。Aは、平成10年9月10日管理区分3口と決定され、その後、平成11年4月23日を症状確認日とする合併症として続発性気管支炎を併発し、平成11年7月12日、労災補償の支給決定を受けた。（傍点、筆者。以下同じ）

Aは、昭和57年10月に北炭夕張炭鉱を退職した後、現在夕張市で生活しているが、毎年のように風邪をひき、咳が酷くなったが、じん肺に関する知識がなかったことから、じん肺に罹患しているとは思わなかった。その後も症状が続くため、平成10年、札幌市内の病院を受診したところ、じん肺と診断され、以後、同病院でじん肺の治療を受けている。

（二）原告Aは、北海道新聞を購読しているが、大事件の記事やテレビ番組欄に目を通すくらいで新聞を熟読する習慣はなかった。平成18年ころ、元同僚からじん肺裁判のことを聞いたが、裁判は考えていないと答え詳しい話はしなかった。

Aは、平成19年、病院に通院しているじん肺患者達がYを相手に訴訟を提起していることを知り、Aも損害賠償が可能であると聞き、じん肺訴訟弁護

団に連絡した。その後、弁護士はAに対し、平成20年4月4日に聴取会を開催し、その結果、Aは、弁護士から損害賠償を請求する資格を満たしていることを説明され、同月25日、本件訴訟を提起した。

前記認定事実によれば、原告Aは、平成16年当時、北海道新聞を購読していたから平成17年4月24日以前に「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」に関する記事を目にした可能性はある。しかし、AはYに対して「損害賠償請求が可能であるかどうかを判断する専門的知識を持ち合わせていなかったのであるから、前記新聞記事によって原告AがYに対して損害賠償請求が可能であると現実に認識したとは認められない」。

また、原告Aは、「平成17年4月24日以前はYに対して損害賠償請求が可能であることを現実に認識していなかった」と認められ、「原告Aがそのことを認識するようになったのは、S病院に通院していたじん肺患者たちから原告AもYに対して損害賠償請求が可能であると聞いた平成19年以降であった」と認められ、したがって、Aについて消滅時効は完成していない。

原告A以外の者について、同様に損害賠償請求が可能であると認識したのは何時かを認定した上で（ただし、労働判例にはA以外の原告についての認定は省略されている。）、「原告らについて消滅時効は完成していない」。

4 争点③ 時効援用権の行使の可否について

本件では、「Xらについて消滅時効は完成していないから、Yが本件消滅時効を援用することが権利の濫用に該当するかどうかは問題とならない」。

Ⅲ 検討一本判決の検討といくつかの問題

まず、検討すべき問題は、本判決における消滅時効起算点の判断について、当該被害者の認識ということをも、ここまで主観的なものに依拠して判断してよいのかという点である。判決の判断の仕方は、これまでの判例動向の中でどのように位置づけられるのか、とくに最高裁の判例法理と整合性を持つものかどうかについて検討を要するところである。

1. 消滅時効の起算点判断における「被害者本人基準」と「じん肺症」の「管理区分決定・労災補償支給決定」との関係

(一) 本判決は、本件原告Aが損害賠償請求が可能であると知った（現実に認識した）のは、平成19年以降であって、提訴（甲事件）は、平成20年4月25日であるので3年間の消滅時効（民法724条前段）は完成していないと結論づけた。その論理と事実認定は、徹底的に「当該被害者」である原告Aの個人的な生活状況における認識（被害者本人基準）に求められている（判旨3（一））。このような消滅時効の法理論を前提に事実認定を行うと、仮にAが、自分も提訴できるということを弁護士にも相談せず、又他人からも知らせてもらえない状態（極端な例であるが、全くの孤族状態の生活で、テレビも新聞も見ること無く、全く世間から隔絶した生活を送っていたような状態、あるいは、視聴覚や身心の障害でマスコミ情報に接することが殆んどできないような状態）で、ずっと知らないままに生活していたとしたら、原告Aが「現実に認識する時」まで、消滅時効は進行しないことになるのか。あるいは、Aの主観的認識に関わらず何処かの時点で損害と賠償請求が可能であると知ったということになるのか。このような疑問が生じることとなる。

さらに理論的な問題として、民法724条前段の消滅時効の起算点について「損害が発生」したこと、その「加害者を知った時」とを明確に分離してとらえることの妥当性が問われることとなる。また管理区分の認定と損害賠償請求権の時効の進行との関係も問題となる。

本判決は消滅時効の進行時点・起算点について、これまでの最高裁の論理とは異なるのではないかと。後にみるが、最高裁判決は各自にとって、じん肺症について最も重い管理区分決定がなされた時か、じん肺症が原因で死亡した時に消滅時効が進行する（「死亡時別途進行説」と「死亡時起算説」との違いはあるが、最高裁は前者をとる。後者を明確に主張する学説もある）というのが最高裁の論理である（「筑豊じん肺訴訟」判決）。

(二) 判旨3(一)にみるように、本件原告Aは、「平成10年9月10日、管理区分3口と決定」され、その後、「平成11年4月23日を症状確認日」とする「合併症」(続発性気管支炎)を併発し、「平成11年7月12日、労災補償の支給決定」を受けている。そして、判決は、Aが、自分も損害賠償請求権の行使が可能であると認識したのは、自己の通院していた病院で、かつての同僚であったじん肺患者から、Aも提訴可能なことを聞いた「平成19年以降であった」として消滅時効は完成していないとする。

このような判決の判断の仕方をみると、じん肺症の認定である「管理区分決定」と「労災補償支給決定」との関係で消滅時効の起算点をどのようにみるのかという問題が生じる。また、仮に、本件事案が「使用者」と「国」を同時に被告としたら(本件事案では、使用者とは途中で和解が成立して国のみが被告となっている。)、同じ事案であるにも関わらず、使用者と国とでは、消滅時効の起算点判断は異なってくるし、このことをどのようにみたらよいのか、その法理論的妥当性という問題も生じるであろう。なぜなら、最高裁の判例法理に忠実に従うのであれば、じん肺症の管理区分決定から消滅時効は進行することになるからである。

(三) 安全配慮義務の法理形成にとって、損害賠償請求訴訟における「じん肺症」患者のケースは多くの論点を提起するとともに、これまでと異なった新たな法理の形成を促すものであったし、一定の法理形成と定着がみられる。とくに、損害賠償における消滅時効の判断と国の責任追及についての新たな法理形成にその例をみることができる。

まず、時効の起算点については、「長崎じん肺訴訟」において、地裁判決(長崎地判佐佐世保支判昭和60.3.25判時1152号44頁)は新たな消滅時効論を展開して、それが最高裁判決(最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁、労判646号7頁)によって肯定されることになった¹⁾。さらに、本判決も依拠する「筑豊じん肺訴訟」(最判平成16年4月27日)において、行政権限不行使による国の責任が初めて認められることとなった²⁾。また、事案(被害・職業病の性

格など)は異なるが、「石綿」(アスベスト)被害について、「泉南アスベスト国家賠償訴訟」判決(大阪地判平成22.5.19労旬1731頁38号,判時2093号3頁)において、アスベスト被害に関して行政の規制権限不行使を理由とする国の責任が初めて認められることとなった³⁾。

(四)「長崎じん肺訴訟」における消滅時効(民法167条1項「10年間行使しないとき」、同166条1項「権利を行使できる時」)の起算点について、長崎地裁判決は、安全配慮義務の債務構造を検討しつつ、「じん肺症の特質」(進行性、不可逆性)を考慮して、「各人にとって最も重い行政決定(最終の行政決定)の日」をもって、「死亡を含む損害について予見可能であったとみるべき」であるとした。この結果、原告(死亡した患者遺族を含む)157人の内、約半数(元従業員63人のうち20人)が消滅時効の完成を理由に請求が棄却されることとなった。控訴審(福岡高判平元3.31判時1311頁36号)では、消滅時効の起算点は、「最初の行政決定を受けた日」とされ、さらに時効完成者が増える(一審認容者のうち、さらに10人が棄却される)こととなった。

最高裁判決は、原判決破棄・原審差戻とし、消滅時効の起算点について、「最終の行政決定を受けた時から進行する」とした。最高裁判決の判断の基礎に置かれたのは、じん肺症の特質である進行性、不可逆性、長期間にわたる健康障害と死亡の予見に照らして具体的公平・妥当性の観点からの判断である。すなわち、じん肺症は、「特異な進行性の疾患」であり、その「進行の有無、程度、速度も患者によって多様」であることから、各行政決定に相当する病状に基づく損害には「質的に異なる」ものがあるとの判断である。この判決によって、その後の裁判事例と判決において、特異な進行性の疾患、典型的には「じん肺症」についての消滅時効起算点の判断基準は、一応定着していくこととなった。

(五)しかし、この最高裁の判例においてもなお確定していない問題があった。例えば、じん肺症に患者Xが、最終の行政決定(管理4)の時点で訴訟

を提起し賠償を受け、さらに、その後のじん肺症が原因で10年以上経て、「死亡」した時にはどうなるのか。行政決定によるじん肺症の重篤性と死亡とは「質的に異なる損害」として、新たに訴訟提起が可能なのかどうかという点で未確定なものがあった。この問題は、各行政決定（管理区分）ごとに新たな損害が生じたとみることができるのかという問題である。この問題について一応の決着をつけたのが、前掲「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」（平成16年判決）である。

「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」は、国賠法（1条）による損害賠償請求事案であり、民法の消滅時効の規定が適用されることから（国賠法4条）、民法724条後段の規定（「不法行為の時から20年」）が適用される。判決は、じん肺症は相当期間経過後に発症することがあり、じん肺症等の原因となる有害物質の暴露から20年以上も経過して発症することもあるという被害（疾病）の特質に照らして、除斥期間の起算点は「当該損害の全部又は一部が発生した時」、「じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害の発生の時が除斥期間の起算点となる」とした。したがって、判決の論理を「長崎じん肺訴訟最高裁判決」と併せて理解すると、じん肺被害による損害賠償請求権の消滅時効と除斥期間の起算点は、管理区分ごとに質的に異なる「損害の一部又は全部が発生した時」から進行し、じん肺症を原因とした「死亡」については、別途、死亡をもって新たな損害とみて「死亡時」から消滅時効は進行することになる。このとらえ方は、「死亡時別途時効起算説」であり、学説における「死亡时起算説」とは異なる⁴⁾。

以上にみる最高裁判決における損害賠償請求権の消滅時効起算点の判断に照らして、本件判決は、どのように位置づけられるのかなお検討を要する。各被害者本人の「訴訟可能性の認識」のあった時を時効の起算点とするものであり、じん肺症の管理区分の認定（本件原告Aは、平成10年管理区分3、平成11年合併症と認定されている。）によって損害が発生したとみる従来の判例における論理をとっていないのである。その論理を補強するものとして、新たに国に対する損害賠償を認めた「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」（平成16

年4月27日)をもって、権利行使ができることが初めて明らかにされたとみるのである。「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」によって、新たな権利が生まれた(国を相手に損害賠償をすることのできる権利すなわち国賠法上の請求権の発生。)とみるのであろうか。

註

- 1) 長崎地裁判決について、柳澤旭「職業病と損害賠償」荒木遼磨記念『現代の生存権』(1986年、法律文化社)426頁以下、最高裁判決について、同「安全配慮義務違反による損害賠償請求権と消滅時効の起算点について」(1995年)、『労働判例解説集1巻』(2009年、日本評論社)所収364頁。なお、「死亡時起算説」をとる見解をもとに本件最高裁判決を検討する、松本克美「消滅時効の起算点」ジュリスト別冊『民法判例百選(5版)』(2008年)86頁以下と引用文献参照。
- 2) 筑豊じん肺訴訟最高裁判決について、良永弥太郎「鉱山保安法による規制権限不行使によるじん肺被害と国家賠償責任」前掲『労働判例解説集1巻』380頁、野川忍「じん肺訴訟における安全配慮義務の認定と時効の援用」ジュリスト『社会保障判例百選4版』(2008年)148頁、新谷真人「じん肺訴訟における規制権限不行使と国家賠償責任」労働法学会誌105号(2005年)149頁、山口成樹「民法724条の除斥期間の起算点」ジュリスト別冊『民法判例百選(5版)』(年)198頁、訴訟担当弁護士であった、小宮学『筑豊じん肺訴訟』(2008年、海鳥社)がある。
- 3) 大阪泉南石棉訴訟について、鎌田幸夫「大阪泉南アスベスト国賠訴訟」労旬1731号(2010年)25頁以下、吉村良一「泉南アスベスト国賠訴訟判決の検討」『環境と公害』40巻2号(2010年)54頁以下、大久保規子「規制権限不行使に基づく国の責任が認められた事例」法学セミナー673号(2011年)115頁。
- 4) 註1)の前掲・松本克美「消滅時効の起算点」87頁、同『時効と正義-消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(2002年、日本評論社)271頁以下参照。

2. 判例における新たな理論の確立と裁判（提訴）可能性・消滅時効進行・ 起算点—安全配慮義務法理の判例法理形成を例に—

（一）既述のように判例上、安全配慮義務が最高裁判決で認められたのは、「昭和50年2月25日判決」（陸上自衛隊八戸車両工場事件・民集229巻2号143頁）である。このケースは、自衛隊員であったAが、自衛隊構内で仕事に同僚の車に轢かれて死亡した事案であり、原告（遺族）である両親に対しては、労災補償としての公務災害補償は支給されている。しかし別途、原告は、Aの事故死から「4年3カ月」経ってから、国に対して自賠法（3条）に基づいて損害賠償（公務災害補償分を控除した逸失利益相当額）を請求したものである。一審（東京地判昭和46.10.30民集29巻2号160頁）は、不法行為による損害賠償請求権の短期消滅時効（3年。民法724条）を認めて、請求を棄却し、控訴審（東京高判昭和48.1.31民集29巻2号165頁）は、いわゆる特別権力関係理論により、債務不履行による主張を認めず控訴を棄却した。最高裁は、原審（高裁判決）を破棄差し戻したものであり、そこで初めて法理としての安全配慮義務を認め、その義務違反（債務不履行）による損害賠償請求権の消滅時効は10年（民法167条1項）としたものである。

しかし、この「昭和50年・最高裁判決」は、公務員事案であることからその法理論は、どのような事実関係や契約関係（当事者の社会的接触関係の程度・濃淡）をカバーするものか等、その射程範囲というか適用範囲は必ずしも明確ではなく、とくに雇用・労働契約関係に適用されることが明確になったのは、昭和59年「川義事件」（最判昭和59.4.10民集38巻6号557頁）においてである¹⁾。ここで問題となるのは、例えば公務員ではない民間「労働者」が「使用者」を相手に、「安全配慮義務違反」を根拠とした裁判を提訴できることが明確になったのは何時とみるべきなのか。「昭和50年」なのか、それとも「昭和59年」なのか。この問題は抽象的に論じられるものではなく、新たな法理の適用可能性を具体的な訴訟遂行の中で行うことしかないのではなかろうか。「最高裁・昭和50年判決」をもたらしたのは、原告が不法行為の「時

効の壁」を乗り越えるために、債務不履行構成として安全配慮義務理論を訴訟上用いて、最高裁もこの法理を肯定したという法廷技術・訴訟上の新たな工夫を用いたものであったのである。なお付言すると、原告（死亡した自衛隊員の両親）は公務災害補償を受給しているから、別途、国を相手に損害賠償請求が可能で有るとは思ひもしなかった。弁護士から訴訟が可能であると教えられて提訴に踏み切ったのである。こんにち、日本も訴訟社会、法化社会になりつつあるとは言っても、この原告のような認識状態が、なお一般の市民（生活者）感覚とも言えるのではなからうか。

（二）本件「国（じん肺・北海道）事件は、上記事件（安全配慮義務法理の適用問題）とは事案が異なるものの、新たに形成された判例法理による権利行使の可能性について同様の問題をしているのではなからうか。すなわち、国（通産省）を相手に、規制権限不行使を理由とする損害賠償請求権を行使することが法理的に可能となったのは、「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」（最高裁平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）によってである、と。

判旨²⁾にみるように、判決は、国に対する規制権限不行使を理由とする損害賠償請求権は、「筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利」であり、具体的に損害賠償請求権を行使することができるかは、その原審である「福岡高裁判決」（平成13.7.19判時1543号3頁）を併せ読み、最高裁判決の射程範囲を具体的に検討して初めて明らかになるとのべて、「このような検討を一般人が行うことできたとは到底いえない」（傍線、筆者）とする。このことから、「一般人」ではなく、「当該被害者」を基準にして、損害及び加害者を知った時を判断すべきという論理を展開しているとみることができる。そして、当該被害者を基準にして、各原告らの認識（原告Aの認定にみるように）について、何時から損害及び加害者を知って、損害賠償請求の提訴可能性を知ったのかを認定している。判決は、このような論理展開により当該被害者が認識し得た時から消滅時効が進行するとしているのである。したがって、各原告一人ひとりについての認識可能性を認定する方法

をとっているのである。各原告の損害賠償請求が可能であるという認識について、本判決は検討しているのであるが（そしてこのこと自体、裁判における事実認定と評価として大変な作業であろうことが推測できるのである。）、既述のように労働判例掲載はAのみについて掲載されている。A以外の他の原告らに対する認定についても、どのように認定されているのか筆者には非常に関心のあるところである。

3. じん肺訴訟における消滅時効起算点—最終行政決定時と死亡時

(一) 判例法理において、じん肺症の特質が消滅時効の判断と法理に新たな理論を付け加えたことは特筆すべき法理展開といえることができる。が、本判決のような消滅時効の判断についての論理は、じん肺という疾病の特殊性を前提としても納得でき妥当なものであろうか。また従来最高裁判例との関係においても整合性をもつものといえるのか疑問となる。

本判決のいうところの、「筑豊じん肺訴訟」最高裁判決（平成16年）判決とその原審の高裁判決（平成13年）を「併せ読んで」理解できる法的論理とは、消滅時効の起算点を考える上で、損害発生時及び加害者を知った時との関係をどのようにとらえるのかという問題についてである。じん肺症の特質から消滅時効の起算点は、「最終の行政決定（管理区分認定）の時」、あるいはじん肺症が原因で「死亡した時」であることについては判例法理として定着したものとなっている。問題は、不法行為構成であれ債務不履行構成であれ、損害賠償請求権の行使できる時、権利行使の可能な時について加害者は特定される必要があることは当然であるが、これまでこの点は時効の消滅時効の起算点の問題と区別して特に問題とはならなかったと言ってよい。それは、通常は当該企業において労働した結果、職業病に罹患したことが明白に立証でき、加害者は使用者であるということを特に問題にすることは必要でないことによる。使用者だけでなく、使用者以外の者（本件では国である）も加害者であることの認識は必要なのか、これを当然のこととしても、さら

に何時使用者以外の者を加害者として認識したのかの判断基準をどこに求めるかという問題が生じる。本判決は、この二つの問題についてこれまでにはない新たな判断を行っているともみることができる。

(二) 本判決の特徴は、①損害発生の時すなわち、最終行政決定の時から時効が進行するとはとらえていないこと、②使用者以外の加害者の特定と認識について独自の見解を示していることにある。本件事実認定にみるように、最終行政決定（平成10年管理区分3もしくは同11年合併症認定。労災補償給付決定。）は時効の起算点ではほとんど考慮されることなく、もっぱら加害者である国を提訴できることを知った時の判断に重点を置いている。

②について、加害者としての使用者は当然、認識できるとしても、新たに国を相手に損害賠償訴訟を提起できる時について、「行政認定」という客観的な被害の発生の認識ではなく、当該被害者本人の主観的認識を基準として判断しているのである。その理由は、新たな最高裁判決が存在したとしても、弁護士などの専門的知識によらなければその意味と被害者自身にとって損害賠償請求の可能性が認識できるはずがないということに求められている。しかし、本判決のような当該被害者本人を基準とした主観的な認識を基準にするならば、時効制度は極めて不安定なものになってしまうという問題が生じるであろう。

じん肺症管理区分やじん肺症を原因とする死亡による損害発生という問題と、加害者の特定という客観的な時効起算点と被害者の認識という主観的基準について、本判決は、これまでの判例法理と必ずしも整合しない独自の新たな論理を展開したとみるほかない。この点について本判決のとする論理は、じん肺症による損害賠償請求の消滅時効の起算点について、当該被害者が死亡するまで進行しないとする「死亡時起算説」に限りなく近いものとみることができるのかもしれない²⁾。本判決は一審で確定しているので、判例の位置づけとしては、特異な独自の見解をとった一判例とみるのか、死亡時起算説にあと一歩とみて評価するのかによって、本判決のとらえ方と評価は異な

るものとなろう。

註

- 1) 最高裁判決・昭和50年及び昭和59年判決について、青野覚「安全配慮義務」ジュリスト別冊『社会保障判例(4版)』(2008年)146頁、高島淳子「安全配慮義務」ジュリスト別冊『労働判例百選(8判)』(2009年)110頁、上田達子「使用者の安全配慮義務」ジュリスト増刊『労働法の争点(3版)』(2004年)238頁及び掲載参考文献。
- 2) 死亡時起算説をとるのは、前掲・松本克美「消滅時効の起算点」ジュリスト別冊『民法判例百選(5版)』(2008年)86頁以下、同『時効と正義－消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(2002年)271頁以下参照。

最近の判例で死亡して10年経過したことから消滅時効を認めたものに、「さいたま地裁平23・1・21判決」判時2105号75頁がある。

IV おわりに－課題としての安全配慮義務の履行請求権論

(一) 本稿では、本判決における消滅時効の起算点についての判決の論理を検討したが、本判決に関連して、とくに国の責任と使用者の責任ということについて、国の責任は、使用者の第一次的責任に比べて、第二次的・補充的責任を前提とした判断である。これは「筑豊じん肺訴訟」最高裁判決を踏まえたものであるが、最高裁判決における使用者の第一次責任と、国の第二次責任あるいは補充的責任という責任の重層構造関係において、責任の程度とその賠償額は、なぜ、3分してその3分の1に国の責任を軽減できるのか。安全配慮義務違反と不法行為責任とでは、その責任程度の範囲(賠償額)について違いはあるのか。検討すべき違いがあるとしたら、その違いは法的構成という法技術的なものか法理論的なものなのか、なお検討を要する課題である¹⁾。

とくに、「共同不法行為」による責任追及構成であれば全額の賠償責任を

負うこととの関連はどうなのか。この点について最近、初めてアスベスト被害による国と使用者、事業者に対する損害賠償責任を認めたケースと比較検討する必要がある。「泉南アスベスト国賠訴訟判決」(2010・平成22年5月19日)は、アスベスト被害において初めて国の責任を認めかつ共同不法行為責任とした画期的な判決である。さらに、このアスベスト訴訟判決は、アスベスト被害に関する労働法上の新たな問題をも提起している。労働者本人の労働災害とその家族の被害、及び近隣住民の被害とをどのように区別できるのか、古くて新しい「労災と公害」、「労働者本人とその家族の被災」もアスベストに関して密接に連動して発生しているのである²⁾。

(二) 長期にわたる期間を経て発症する職業病は、労働契約存続中に発症することもあるが、多くは退職後何年も経過(20年、30年後)して発症し重篤化し、さらに疾病が原因で死亡ことが多い「じん肺症」、「石綿関連疾病」についてのケースは、事案の特殊性があるとみることもできよう。つまり、一般化や射程範囲をそう簡単に決めつけることは出来ないところに、このような疾病そのものの特質があるともいえるのである。石炭、トンネル「じん肺症」やアスベスト作業に関連した「石綿関連疾病」について、その疾病の特質は多くの新たな法的な問題を提起してきたし、今後とも問題となるであろう。

この疾病の特徴である不治、進行性、そして死亡ということ(疾病による事態の進行)は、一般の癌疾病などと疾病としては同じであるが、「職業病」としてその責任を使用者、国に対して追及する場合、また、労災補償の認定、業務上認定に関する行政訴訟を行う場合に、多くの困難な法理論的な問題を提起してきた。労働法・社会法理論のみではなく、民法理論にとっても、これまでにはない問題とその解決を促したことは、同時に新たな理論を構築する契機となったものである。しかし、これらの訴訟は重要ではあるが、損害賠償や労災補償という労働災害、職業病の発生後「事後的な権利行使」である。

(三) 労働災害の防止(労働安全衛生)と事後の生活保障(労災補償)とい

う、予防と補償とは、車の両輪のごとく機能しなければ効果的な労災防止はできないことは自明のことである。予防に関して国・行政の怠慢を厳しく追及する訴訟、判決と相俟って、行政規制の実効性を促す仕組みの強化とともに、労働者が自ら主体的に自己の生命・身体・健康を守ることの法的なサポート理論が求められているのが今日の状況であろう。「安全無くして労働なし。抵抗なくして安全なし」というスローガンは、かつての「団結思想」の發揮であったが、こんにちの労働組合状況にあっても、労働者自らの生命・身体の安全について主体的取り組みは、一層、欠かすことはできないものである。

使用者の安全配慮義務とは、単純に考えても、また時間的・事實的にも、労働者の労働（労務提供）に先だって、使用者がその職場環境を危険の無いようにしておくべきものであろう。労働に先だって整えておくべき先履行の関係性を前提にして、労働者は日々、債務の本旨にしたがって労働するのであり、労働関係は、この使用者の安全配慮義務を前提に、労働することに対して賃金が支払われる関係が継続するものである。そうであるならば安全配慮義務は、使用者の先履行義務として労働に先立ち人的・物的に整序され、またその前提的基盤として存在し、労働に際して日々履行すべきものである³⁾。

しかし、この自明ともいえる安全配慮義務に関する「履行請求権」問題は法理論としてこれまで十分に理論化されることはなく、事後的救済に関する議論（労災補償、損害賠償）にくらべて、検討されることは少なかったことは否めない⁴⁾。労働契約法における安全配慮義務の実定法化（労契法5条）を契機に、労働災害の事前防止に資する「安全配慮義務の履行強制」について、労契法5条における履行請求権、団体交渉、安全衛生委員会、産業医の勧告などとの関係において具体的に検討をすすめることが労災防止・阻止に不可欠な課題となっている。

註

- 1) 労働災害防止についての国の責任・義務の構造について、水島郁子「労働者の安全・健康と国の役割」労働法学会誌109号（2007年）72頁以下。なお、労働法学会誌同号は「労

働者の健康と保障・賠償」という統一テーマでシンポジウム行われ、その報告論稿が掲載されている。

- 2) アスベストを含む「粉じん」作業終了後の「入浴洗身」について、使用者の安全配慮義務の履行と認めず、労基法上の労働時間に当たらないとした、「三菱重工長崎造船所事件」(最高裁判決平成12・3.9民集54巻3号801頁)は、アスベスト被害の認識されて今日の時点では、当然に見直される必要があろう。この点について、柳澤旭「労働時間の概念」ジュリスト別冊『労働判例百選(6版)』(1995年)頁以下。アスベスト作業に従事した労働者の死亡と家族の死亡(妻と子どもの順次の死亡)についてのアメリカにおける研究データは、以前から公表されている。例えば、広瀬弘忠『静かな時限爆弾－アスベスト災害』(1885年、新曜社)46頁以下参照。
- 3) 日本の民法学は債権中心の理論ではなく、「債務法としての民法」として再構成すべきであるとの見解をもとに、民法の雇用や労働契約を再検討する知的刺激をかき立てる文献として、牧瀬義博『人間の尊厳と労働』(2010年、丸善プラネット)237頁以下がある。
- 4) 安全配慮義務の履行請求権を論じた最近の基本的な文献として、鎌田耕一「安全配慮義務の履行請求」水野古希記念『労働保護法の再生』(2005年、信山社)359頁以下があり、そこではドイツ、日本の基本的な文献が網羅され検討されている。その他に、井上澄江「安全配慮義務の履行請求が可能となる条件」関西院法学ジャーナル85号(2010年)1頁以下、伊藤優子「労安衛法の構造と問題点」九州国際大法政論集2巻1号(1999年)1頁以下、望月浩一郎「過労死と安全配慮義務の履行請求」労働法学会誌90号(1997年)173頁以下、前掲・柳澤旭「安全配慮義務違反による損害賠償請求権と消滅時効の起算点について」(1995年)、『労働判例解説集1巻』(2009年、日本評論社)所収364頁。また、労契法5条における安全配慮義務の立法化を前提に、その履行請求について判例解説においても言及されるのが最近の理論傾向と言える。青野覚「安全配慮義務」ジュリスト別冊『社会保障判例(4版)』(2008年)147頁、高島淳子「安全配慮義務」ジュリスト別冊『労働判例百選(8判)』(2009年)111頁。

なお民法学において、安全配慮義務の履行請求権を含めて「安全性利益の侵害」について本格的な検討を行っている次の文献は、安全配慮義務の履行請求を検討する上で大変参考になるものである。長坂純「安全性利益の侵害と契約責任構造－契約債務関係の

構造, 帰責根拠, 不法行為との関係を中心として-」法律論叢83巻1号(2010年)1頁以下, 同「安全性利益の侵害と契約責任構成-裁判例の傾向分析-」同法律論叢82巻6号(2010年)31頁以下, 同「安全性利益の侵害と契約責任論-わが国における保護義務論の展開とその評価-」同法律論叢82巻4・5号(2010年)303頁以下。

- * 本稿は筆者が参加(仮入門)させていただいている, 野田道場(九州大学社会法判例研究会)における筆者の報告と議論(2011年1月25日)をもとに執筆したものである。